

北海道公立大学法人札幌医科大学理事長の選考等に関する規程(平成 21 年 4 月 1 日規程第 20 号)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、北海道公立大学法人札幌医科大学定款（以下「定款」という。）第 10 条第 3 項及び第 12 条第 1 項の規定に基づき、北海道公立大学法人札幌医科大学理事長（以下「理事長」という。）の選考及び任期に関し必要な事項を定めるものとする。

(選考時期)

第 2 条 理事長候補者の選考は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 理事長の任期が満了するとき。
- (2) 理事長が辞任を申し出たとき。
- (3) 理事長が欠員となったとき。

2 理事長候補者の選考は、前項第 1 号に該当する場合は、任期満了の日の 1 月前までに、同項第 2 号又は第 3 号に該当する場合は、速やかに行うものとする。

(理事長候補者の資格及び選考基準)

第 3 条 理事長候補者の選考は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、理事長選考会議が別に定める基準により、行うものとする。

2 理事長選考会議（定款第 10 条第 3 項に規定する理事長選考会議をいう。以下同じ。）は、前項に規定する基準を定め、又は変更したときは、当該基準を公表しなければならない。

(理事長候補者の推薦)

第 4 条 理事長選考会議は、理事長候補者を推薦できる者（以下「推薦資格者」という。）から理事長候補者の推薦を求めるものとする。

2 推薦資格者は、次に掲げる者とする。

- (1) 理事長、副理事長及び理事
- (2) 北海道公立大学法人札幌医科大学職員任免規程（平成 19 年規程第 16 号。以下「任免規程」という。）第 3 条第 2 項別表に規定する教育職員
- (3) 任免規程第 3 条第 2 項別表に規定する一般職員、医療職員及び看護職員のうち、北海道公立大学法人札幌医科大学職員給与規程（平成 19 年規程第 22 号）第 43 条第 1 項に規定する管理職手当の支給を受けている者

3 前項の規定に関わらず、理事長選考会議の委員である者は、推薦資格者となることができない。

4 推薦資格者は、同一又は複数の理事長候補者を推薦することができない。

5 理事長候補者となるには、20 名以上の推薦資格者からの連署による推薦を必要とする。

6 理事長選考会議は、前項により推薦された者から、理事長候補者となることの同意を得た上で、履歴書及び業績調書を徴取するものとする。

7 第 5 項により推薦された者は、理事長候補者となることを辞退することができる。

(理事長候補者の調査)

第 5 条 理事長選考会議は、第 4 条第 5 項により推薦された者の経歴、業績等を調査するものとする。

(理事長候補者の所信表明)

第 6 条 理事長候補者は、次条に規定する意向聴取の前に、理事長選考会議が設ける場において、所信を表明するものとする。ただし、やむを得ない事由により、所信を表明する場に出席できないときは、書面により所信を表明することができる。

(意向聴取)

第 7 条 理事長選考会議は、理事長候補者について、次項に規定する者から投票により意向聴取

を実施するものとする。

2 前項の意向聴取の対象者(以下「意向聴取対象者」という。)は、第4条第2項各号に規定する者とする。ただし、休職者及び海外出張中の者を除くものとする。

3 第1項の投票は、不在者投票を認めるものとする。ただし、代理投票は認めない。

4 第1項の投票において、投票総数が意向聴取対象者総数の3分の2に達しないときは再投票を行う。

(理事長予定者の決定)

第8条 理事長選考会議は、前条の意向聴取の結果を参考とし、理事長予定者を決定するものとする。

2 理事長選考会議は、前項の規定により決定した理事長予定者の氏名及び選考の経緯を公表しなければならない。

(再選考)

第9条 前条により決定した理事長予定者が辞退したときは、改めて理事長候補者の選考を行うものとする。

(理事長の任期)

第10条 理事長の任期は4年とする。

2 理事長は再任されることができる。ただし、引き続いて再任される場合は1回に限るものとし、その任期は2年とする。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事長選考会議の議を経なければならない。ただし、この場合においては、北海道公立大学法人札幌医科大学理事長選考会議規程(平成20年3月11日)第7条第2項の規定にかかわらず、理事長選考会議の出席委員の3分の2以上の賛成がなければならない。

(細則)

第12条 この規程に定めるもののほか、理事長の選考に関し必要な事項は、理事長選考会議の議を経て理事長選考会議の議長が別に定める。

(庶務)

第13条 この規程施行上の庶務は、事務局総務課において処理する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月27日規程第12号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年10月1日規程第62号)

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則(令和元年6月21日規程第3号)

この規程は、令和元年6月21日から施行する。

附 則(令和3年2月19日規程第12号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。